

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて 一人一人が予防対策の徹底を！

山梨なるほど情報

発行：山梨県広聴広報課 ☎055-223-1339

新型コロナウイルス感染症に関する状況は日々変化しています。詳細は県ホームページでご確認ください。

山梨 新型コロナウイルス

検索



新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が続いており、県内でも感染者が確認されています。県では、国内での感染が認められる前から、先手対応・事前主義の方針により県民の生命・健康と生活を守るために取り組んでいます。流行を抑える上で何よりも大切なことは、県民一人一人が不確実な情報に惑わされず、予防対策を徹底することです。県民一丸となって立ち向かい、感染拡大を防止しましょう。 ※3月25日時点での情報を基に作成しています。

県による経済支援や生活支援

中小企業・個人事業主への融資

売上高が減少した県内中小企業者向けに融資を実施しています。また、県信用保証協会に支払う信用保証料の補助も行います。融資にはいくつかの種類がありますので、遠慮せずにご相談ください。

相談場所 県庁別館3階 中小企業金融相談窓口 (TEL 055-223-1554)

相談日時 平日 午前9時～午後4時

全国初 就労者への支援 (感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金制度)

感染者や濃厚接触者が休業を余儀なくされた場合に一定額を助成します。

適用・申請期間 ~令和2年6月30日 助成額 4,000円/1日(最大14日)

※この支援制度の適用は新型コロナウイルス感染症の県内発生早期に限ります。

【問い合わせ先】 労政雇用課 TEL 055-223-1561

全国初 子育て家庭への支援 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための子育て家庭休業助成金制度)

ひとり親世帯または市町村民税非課税世帯の保護者に対し、小学校3年生以下または特別支援学級・学校に通う子どもが登校・登園しなかったことによる休業に伴う収入減の一部を助成します。

適用期間 令和2年3月2日～31日 申請期間 ~令和2年4月30日

助成額 4,000円/1日(最大14日)

【問い合わせ先】 子ども福祉課 TEL 055-223-1459

観光・地場産業の回復支援

○旅行事業者などによる付加価値の高い旅行商品の販売を支援します。

事業内容 事業者が行う高付加価値旅行商品に対する割引などを支援

【問い合わせ先】 観光企画課 TEL 055-223-1556

○製造業を営む地場中小企業者等が行う、販売促進のための緊急的な取り組みを支援します。

事業内容 費用の3分の2を補助

【問い合わせ先】 地域産業振興課 TEL 055-223-8871

※県では、このほかにも県税納付の猶予や県社会福祉協議会が行う生活資金の貸し付けへの補助など、さまざまな取り組みを行っています。詳細はこちらから [山梨 新型コロナウイルス](#) 検索

検査・医療提供体制をさらに強化します！

県では今後、患者数が大幅に増加した事態に備え、

- ・新型コロナウイルス感染症の診断に必要なリアルタイムPCR装置を医療機関などに3台追加整備
- ・重症患者を受け入れる医療機関に人工呼吸器50台、人工肺3台を増設
- ・比較的重症な患者を受け入れる医療機関には、自発呼吸を促す酸素吸入器などを整備

するなどし、県民の皆さんが安心して検査や医療を受けられる環境を整えます。

「うつらない」「うつさない」ための 予防対策を徹底しましょう

新型コロナウイルスの感染は、

- ・ウイルスを含む「せき」や「くしゃみ」などの飛沫
- ・ウイルスが付着した物などへの接触

がきっかけで起こります。

基本的な予防対策をしっかり行いましょう。

■正しく小まめに手を洗う

- 1 流水でよく手をぬらした後、せっけんを付け、手のひらをよくこする
- 2 手の甲を伸ばすようにこする
- 3 指先・爪の間を念入りにこする
- 4 指の間を洗う
- 5 親指と手のひらをねじって洗う
- 6 手首も忘れずに洗う



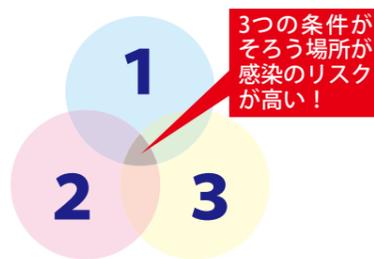
■せきやくしゃみなどが出るときは 3つの「せきエチケット」を

マスクの着用などにより、「うつさない」ことを特に心掛けましょう



■感染リスクの高い環境を避ける

- 1 換気の悪い密閉空間
 - 2 多くの人が集まる密集場所
 - 3 間近で会話や発声をする密接場面
- を避けて集団感染を防ぎましょう



予防対策について知りたい方、不安なことなどがある方はこちらにご相談を

新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル(山梨県健康増進課)

TEL 055-223-8896 FAX055-223-1499

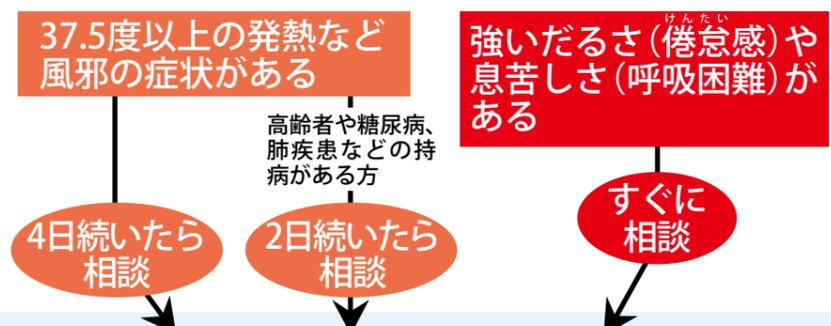
午前9時～午後9時(土日・祝日も受付)

厚生労働省にも電話相談窓口があります

TEL 0120-565653 (フリーダイヤル) 午前9時～午後9時(土日・祝日も受付)

聴覚に障害のある方など、電話での相談が難しい方はFAX03-3595-2756へ

次の症状がある方は各保健所(帰国者・接触者相談センター)にご相談を



保健所名	電話番号	管轄地域
中北保健所	0551-23-3074	甲斐市、中央市、昭和町 (3月31日までは055-237-1403へ)
峡東保健所	0553-20-2752	韮崎市、南アルプス市、北杜市
峡南保健所	0556-22-8158	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健所	0555-24-9035	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
甲府市保健所	055-237-8952	甲府市(予防対策など一般相談も受け付けています)

感染者が集団発生した施設などを訪れた方や、感染者と濃厚接触が疑われる方は、症状の有無にかかわらず、まずはこちらにご相談ください。

※窓口などの設置状況は、今後変更される場合もあります。